

2 平日夜間の市役所窓口はカンタン予約で

LINEでいつでも予約できます  5760  市民サービス部総務担当 (☎824・2112)

平日午後5時30分～8時の市役所窓口の業務のうち、6月から、申請内容の確認に時間がかかる一部の業務などが予約制になります。

予約することにより待ち時間なしで手続きができます。

住民票・印鑑証明書などの証明発行窓口、各シティ・ステーションの窓口はこれまでどおり予約不要です。

○新たに予約が必要となる業務

<予約・問い合わせ先>

パスポートの交付、公園墓地、住居表示など	市民生活担当 (☎825・2204)
転入※、転出※、印鑑登録、国民年金	戸籍・住基担当 (☎813・1211)
戸籍の届出※ (婚姻届・出生届などの提出については、これまでどおり時間に関係なく受け付けます)	戸籍・住基担当 (☎825・2215)

予約方法

来庁を希望する日の前日(土・日曜日、祝日を除く、※の業務は2日前)の午後5時30分までにLINE又は電話で予約してください。
上の表の業務については、5月7日(火)から予約を受け付けます。



LINE



公式アカウント(上のQRコード)を友だちに追加し、トーク画面のメニューから「窓口予約」を選択

電話



各業務の担当窓口へ電話

オンラインでの相談も受け付けています(予約方法は同じです)。

○すでに予約制の業務

<予約・問い合わせ先>

国民健康保険の加入・脱退・給付 など	国民健康保険担当 (☎813・1182)
後期高齢者医療制度の各種業務 など	後期高齢者医療担当 (☎813・1190)
原動機付自転車の登録・廃車、自動車臨時運行許可 など	税制・市民税担当 (☎813・1138)
個人市民税の申告・内容説明 など	税制・市民税担当 (☎813・1114)
償却資産の申告・申請、固定資産税の申請・内容説明 など	固定資産税担当 (☎813・1132)
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付相談 など	徴収・納付担当
	市税 (☎813・1136) 国民健康保険・後期高齢者医療保険 (☎813・1189)

1 寝屋川まつり 出演者 ボランティア 市民模擬店 を募集

 寝屋川まつり実行委員会事務局 (市民活動振興室内 ☎825・2120)

8月24日(土)・25日(日)

寝屋川まつり

場所 打上川治水緑地

出演者・ボランティアなどを募集します!!

市民パフォーマンス

8月25日(日)
午後3時10分～4時30分頃

よさこい、吹奏楽演奏、バトントワリングなど演技にふさわしいもの

小ステージ・ふれあいステージ

8月24日(土) 午後4時～9時
25日(日) 午後3時～9時

オールジャンル参加可
(ふれあいステージはバンド演奏不可)

ボランティア

準備・後片付け、当日のイベント従事・庶務、警備など

市民模擬店

8月24日(土) 午後3時30分～9時
25日(日) 午後2時30分～9時

■食品提供の部

(調理を伴うものは原則、直前に加熱するもののみ)

■ゲームの部

■物品販売の部

店舗数 約60店舗

◀◀ 対象者・申込方法など詳しくは30ページをご覧ください。

4 歯の健康展・市民の集い

HP 7761 健康づくり推進課 (☎812・2372)

大事な歯 磨いて守ろう いつまでも

市と市歯科医師会は、市民の皆さんの健康づくりのため「歯の健康展・市民の集い」を開きます。

日時

6月1日 土

午前10時～午後3時

場所 アルカスホール

参加無料



Dental Health

8020表彰

「80歳になっても20本以上の歯を保つ」ことを目指す8020運動の一環として、対象者への表彰を行っています。

対象

昭和19年1月1日～12月31日に生まれた人で、歯が20本以上ある人

※5月8日(水)までに市の成人歯科健康診査取扱医療機関で8020検診を受ける必要があります。

※取扱医療機関について詳しくは市ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。



	内容	時間	場所
1階	スタンラリー受付 歯科体験コーナー(対象:子ども) 食育コーナー、薬物乱用防止啓発 歯科技工の展示コーナー	午前10時～午後3時	ギャラリー
	式典(8020表彰)	午前10時30分～11時30分	舞台
	ブラッシング教室(対象:小学生までの子どもと保護者 参加者には歯ブラシ1本をプレゼント) お口の健康相談(対象:高校生を除く15歳以上の人)	午前11時30分～午後3時	
2階	口腔(こうくう)衛生器具の展示コーナー(P&A、グラクソ)	午前10時～午後3時	ホワイエ
	クイズコーナー		
	アルコールパッチテスト		
	健康コーナー		
	食育展示コーナー		
3階	児童作品(絵画)展示		

3 「定額減税」についてのお知らせ

国の経済対策の一環として、令和6年分所得税・令和6年度個人市・府民税の定額減税(所得税は3万円、個人市・府民税は1万円の減税)を実施します。

令和6年度個人市・府民税の定額減税について

☎市民サービス部税制・市民税担当 (☎813・1114)

対象者

令和6年度の個人市・府民税所得割が課税されている人のうち、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合は、給与収入が2,000万円以下)の人
※所得割が非課税の人は対象外です。

減税額

本人及び控除対象配偶者・扶養親族1人につき1万円
※①特別税額控除として、すべての税額控除(寄附金税額控除や住宅ローン控除など)を行った後の所得割額から減税します②控除対象配偶者及び扶養親族について、国外に住んでいる人は対象外です③ふるさと納税の特例控除上限額の計算に用いる所得割額は、定額減税前の額となります④控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外に住んでいる人を除く)については、令和7年度分の所得割額から1万円を控除します。

定額減税を十分に受けられない人へ

定額減税補足給付金を給付します

HP 22846 定額減税補足給付金実施本部(☎800・4861)

定額減税可能額

○所得税分 **3万円** × 本人と扶養親族の合計人数

令和6年分所得税額(推計)が、定額減税可能額を下回る場合、その差額が支給対象となります。

○個人市・府民税所得割分

1万円 × 本人と扶養親族の合計人数

令和6年度個人市・府民税所得割額が、定額減税可能額を下回る場合、その差額が支給対象となります。

※扶養親族について、

- ①控除対象かつ同一生計の配偶者(及び扶養親族)
- ②16歳未満の扶養親族も計算の対象です(いずれも国外に住んでいる人は対象外)。

申請方法などについて、詳しくは決まり次第「広報ねがわ」などでお知らせします。

※支給対象であるかの確認など、個人情報についての質問には答えられません。

5 所得などに応じて給付金を実施

HP①22844 ②22976 問 定額減税補足給付金実施本部 (☎800・4861)

令和6年度

物価高により厳しい状況にある人を

支援するため、

国による給付金を実施します。

1 低所得者支援給付金

1世帯
あたり

10万円を
支給します。

対象

令和6年度個人市・府民税について「新たに均等割が非課税となった世帯」又は、「新たに均等割のみ課税された人」「新たに均等割のみ課税された人と非課税の人の両方」のいずれかで構成される世帯（住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯を除きます）

※令和5年度実施分の支給対象となった世帯を除きます。

2

さらに！

子育て世帯への加算

子ども
1人
あたり

5万円を
支給します。

対象

①（低所得者支援給付金）の対象となる世帯で扶養されている、18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども（原則、基準日時点で①の対象となる世帯と同じ世帯の子ども）

※(1)対象者へは6月上旬～中旬ごろに確認書を発送予定です。詳しくは決まり次第「広報ねやがわ」などでお知らせします

(2)支給対象であるかの確認など、個人情報についての質問には答えられません。

